

生駒市規則第 19 号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則（昭和 52 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産税関係の部 6 4 の項の次に次の 1 項を加える。

6 4 の 2	現所有者に関する申告書	条例第 8 3 条の 3
------------	-------------	--------------

別表軽自動車税関係の部中「軽自動車税納税通知書兼領収書（一般用）」を「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収書（一般用）」に、「軽自動車税納税通知書（口座振替用）」を「軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）」に、「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「軽自動車の所有権留保付きに係るものに対する納税者申告書」を「削除」に、「軽自動車税更正決定通知書」を「軽自動車税（種別割）更正決定通知書」に、「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

様式第 6 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 4 号の 2 略

様式第 7 1 号を次のように改める。

様式第 7 1 号 略

様式第 7 3 号及び様式第 7 4 号を次のように改める。

様式第 7 3 号及び様式第 7 4 号 略

様式第 7 6 号を次のように改める。

様式第 7 6 号 略

様式第 7 8 号及び様式第 7 9 号を次のように改める。

様式第 7 8 号及び様式第 7 9 号 略

様式第 8 2 号を次のように改める。

様式第 8 2 号 削除

様式第 8 3 号及び様式第 8 4 号を次のように改める。

様式第 8 3 号及び様式第 8 4 号 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市税条例施行規則様式第 6 4 号の 2 及び様式第 7 9 号の規定は、この規則の施行の日以後の申告及び申請について適用する。